

協議項目	14	条例、規則等の取扱いに関すること					関係項目	
調整方針	条例、規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう整備する。							
現 況							調整理由・課題	
1 市町村例規集掲載の現況							<p>【調整理由】 新設合併の場合、合併関係市町村は消滅するため、各市町村の条例・規則等は失効する。このため、新市において必要な条例・規則等は、原則として新市において新たに制定し施行する必要がある。</p> <p>【課題】 各市町村の例規集に掲載されていない要綱、規約等も同様に整備する必要がある。</p>	
区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		合計
条例	178	135	151	155	146	135		900
規則(細則含む)	204	104	106	110	119	101		744
その他	96	45	30	62	110	69		412
計	478	284	287	327	375	305	2,056	
<p>*平成15年9月1日現在の各市町村例規集掲載数です。 *その他とは、規程、要綱、規約等を集約しています。</p> <p>【関係法令】 地方自治法(抄) (規則) 第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。 2項省略</p> <p>(専決処分) 第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。 2項、3項省略</p> <p>地方自治法施行令(抄) (長の職務を暫定的に行う者) 第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。 2項、3項省略</p> <p>(条例・規則の暫定的施行) 第3条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。</p>								

協議項目	14 条例、規則等の取扱いに関すること	関係項目		
現		況		
【施行の方法による区分】			調整理由・課題	
<p>6市町村において施行している条例</p>	<p><b>専決処分する条例</b></p> <p>合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの 制定手続きによる分類</p> <p>1) 条例...制定権者(市長職務執行者)の専決処分により、即時制定し施行する。 (地方自治法第179条第1項)</p> <p>2) 規則等...制定権者(市長職務執行者)の職権により制定し施行する。 (地方自治法第15条第1項)</p>	<p><b>新市制度として専決処分する条例</b></p> <p>1. 法定により必ず設置するもの、若しくは制定が必要なもの、又はこれらに準ずるもので、市制執行上空白期間の許されないもの</p> <p>2. 新市の組織及びその運営又は職員等の勤務時間(給与、勤務時間等)に関するもの</p> <p>3. 市民の権利・利益の保護、又は権利の制限若しくは義務を果たすため、空白期間の許されないもの</p> <p>4. 公の施設等の設置・管理に関するもの</p> <p>5. 1市1町4村が同様の制度を持つ事務事業に関するもので統合する必要のあるもの (例: 印鑑登録及び証明に関する条例、手数料条例)</p>	<p>報告</p> <p><b>最初の議会</b></p>	
	<p><b>暫定施行する条例</b></p> <p>合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの 新市の条例・規則が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則を新市の条例・規則として引き続き施行させる。 (地方自治法施行令第3条)</p>	<p><b>新市発足後も引き続き旧市町村条例を施行する条例</b></p> <p>事務手続き: 旧市町村の区域で引き続き施行するため、旧市町村条例名で告示を行う。</p> <p>1. 条例名は類似しているが、1市1町4村の制度に異差があり、新市設置日において統合が困難なもの</p> <p>2. いずれかの市町村のみの条例であり、新市において全域に適用させるかの政策的判断を要するもの</p> <p>3. 新たに適用されるものではないが、すでに適用されていたものを整理する間施行するもの</p>		
	<p><b>逐次制定する条例</b></p>	<p><b>専決処分になじまない条例</b></p> <p>市長職務執行者に議案提出権がない条例 (例: 市議会委員会条例、市議会事務局設置条例)</p>	<p><b>最初の議会 又は、それ以降の議会</b></p>	
		<p><b>新市発足後に逐次制定する条例</b></p> <p>市長の政策判断に係る条例</p>		

協議項目	14 条例、規則等の取扱いに関すること	関係項目	
現 況			調整理由・課題
2 先進地事例			
西 東 京 市	さいたま市	さぬき市	
<p>条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で、協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき以下の条例・規則等の整備方針に基づき調整するものとする。</p> <p>条例・規則等の整備方針 新市発足時には、田無市、保谷市の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。なお、条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。(区分は省略)</p>	<p>条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする</p>	<p>(1) 5町同一の条例、規則等は、原則として現行のとおりとする。 (2) 類似、相違しているもの及び1町又は数町に制定されているものについては、調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 (3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。</p>	
宗 像 市	東 か が わ 市	山 県 市	
<p>条例・規則等の調整については、事務事業の調整内容に基づきながら、次のように区分し、取り扱うものとする。</p> <p>(1) 条例・規則等の区分 市長職務執行者が新市の発足と同時に専決処分により制定する必要があるもの 新市の発足後、逐次制定していくもの 新市において新たな条例又は規則が制定施行されるまでの間、引き続き施行させることが必要なもの(条例又は規則に限る。)</p> <p>(2) 条例・規則等の取扱い 両市町で同一又は同様の内容となっている条例・規則等については、標準的な事例があればそれに基づき、標準的な事例がなければ両市町いずれかのものを基本として定めるものとする。 両市町のいずれかのみで定めている条例・規則等については、当該条例・規則等の例により定めるものとする。 両市町において内容が異なる条例・規則等については、事務事業の調整内容に沿うものを基本として定めるものとする。</p>	<p>3町に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については、現行の例により新市において制定するものとし、3町ともに制定しているが内容に差異のあるもの及び2町又は1町のみで制定されているものについては事務事業の調整内容等をもとに支障のないように整備するものとする。</p>	<p>条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障がないよう整備するものとする。</p>	